

品記様式一（第八条関係）

| |
|--------|
| 名称 |
| 原材料名 |
| 添加物 |
| 原料原産地名 |
| 内容量 |
| 固形量 |
| 内容総量 |
| 消費期限 |
| 保存方法 |
| 原産国名 |
| 製造者 |

備註

1 この様式中「名称」とあるのは、これに代えて、「品名」、「品目」、「種類別」又は「種類別名

称」と表示することができる。

2 添加物については、事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。

3 原料原産地名については、事項欄を設けずに、対応する原材料名の次に括弧を付して表示することができる。

4 消費期限に代えて賞味期限を表示すべき場合にあつては、この様式中「消費期限」を「賞味期限」とする。

5 食品関連事業者が、販売業者、加工業者又は輸入業者である場合にあつては、この様式中「製造者」とあるのは、それぞれ「販売者」、「加工者」又は「輸入者」とする。

6 原材料名、原料原産地名、内容量及び消費期限又は賞味期限を他の事項と一緒に表示することができ困難な場合には、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。

7 消費期限又は賞味期限の表示箇所を表示して他の箇所に表示する場合において、保存の方法についても、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、消費期限又は賞味期限の表示箇所に近接して表示することができる。

8 第八条第四号の規定に基づき名称を商品の主要面に表示した場合にあつては、この様式中、名称の事項を省略することができる。内容量、固形量又は内容総量を名称とともに主要面に表示した場合も同様とする。

9 第三条第二項の表の上欄に掲げる食品に該当しない食品にあつては、同表の中欄に定める事項、第三条第三項により省略できる事項又は第五条の規定により表示しない事項については、この様式中、当該事項を省略する。

10 この様式は、縦書とすることができます。

11 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。

12 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十一条第一項の規定に基づき公正競争規約に定められた表示事項その他法令により表示すべき事項及び消費者の選択に資する適切

な表示事項は、枠内に表示する」とができる。

別記様式二一（第八条、第二十一条、第三十五条関係）

| 栄養成分表示 | |
|---------|------|
| 食品単位当たり | |
| 熱量 | kcal |
| たんぱく質 | g |
| 脂質 | g |
| 炭水化物 | g |
| 食塩相当量 | g |

備考

1 食品単位は、100g、100ml、1食分、1包装その他の1単位のいずれかを表示する。」の場合にお

いて、1食分である場合は、1食分の量を併記して表示する。

2 ノの様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。

3 栄養成分の量及び熱量であつて一定の値を示すものについては、当該栄養成分又は熱量である

」の文字を冠して一括して表示することができる。

4 ハ)の様式の枠を表示する」とが困難な場合には、枠を省略する」とができる。

別記様式三) (第八条、第二十一条、第三十五条関係)

| 栄養成分表示 | |
|----------|------|
| 食品単位当たり | |
| 熱量 | kcal |
| たんぱく質 | g |
| 脂質 | g |
| —飽和脂肪酸 | g |
| —n—3系脂肪酸 | g |
| —n—6系脂肪酸 | g |
| コレステロール | mg |

炭水化物

—糖質

—糖類

—食物纖維

食塩相当量

たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、n-3系脂肪酸、

mg

n-6系脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質

、糖類、食物纖維及びナトリウム以外の栄養成分

備考

- 1 食品単位は、100g、100mL、1食分、1包装その他の1単位のいずれかを表示する。ルの場合において、1食分である場合に、1食分の量を併記して表示する。
- 2 ルの様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。
- 3 栄養成分の量及び熱量であつて一定の値を有するものについては、当該栄養成分又は熱量である

旨の文字を冠して一括して表示する」とができる。

- 4 糖質又は食物纖維の量のいずれかを表示しようとする場合にあっては、糖質及び食物纖維の量の両方を表示する。

5 ナトリウム塩を添加していない食品又は添加物について、食塩相当量に加えてナトリウムを表示しようと/orする際は、「食塩相当量」を「ナトリウム（食塩相当量）」等に代えて表示する。

6 義務表示となつていてる栄養成分以外で表示しないものについては、この様式中当該成分を省略する。

7 表示の単位は、この様式中の単位にかかわらず、別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第二欄によつて表示する。

8 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができます。

別記様式四（第二十二条関係）

| 名称 | 産地 | 品種 | 産年 | 使用割合 |
|------|----|----|----|------|
| 原料玄米 | | | | |

| | |
|------|--|
| 内容量 | |
| 精米時期 | |
| 販売者 | |

備考

- 1 ノの様式中「名称」とあるのは、これに代えて、「品名」と表示する」とができる。
- 2 産地、品種又は産年を表示しないものにあつては、ノの様式中その事項を省略する」とができる。
- 3 産年及び精米時期をノの様式に従い表示する」とが困難な場合には、ノの様式の産年及び精米時期の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示する」とができる。
- 4 単一原料米にあつては、使用割合の事項を削除する。
- 5 玄米にあつては、ノの様式中「精米時期」を「調製時期」とする。
- 6 輸入品であつて、調製時期又は精米時期が明らかでないものにあつては、ノの様式中「調製時期」又は「精米時期」を「輸入時期」とする。
- 7 表示を行う者が精米工場である場合にあつては、ノの様式中「販売者」を「精米工場」とする。

8

この様式は、縦書とすることができる。

9

この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。